

見舞金制度(保険契約)のその他の概要について

■用語のご説明

保険契約者

株式会社イーウェルを言います。

被保険者

WELBOX会員本人を言います。(会員名は無記名にて保険契約を締結しております。)

対象施設

日本国内に所在する、WELBOXに加入したスポーツクラブが保有または運営、管理し、被保険者が利用する施設・建物(建物の所在する敷地内の駐車場・駐輪場を含みますが、被保険者が搭乗する自動車(送迎バス含む)、自転車は含まれません。)をいいます。

事故

対象施設内において、急激かつ偶然な外因の事故の直接的な結果によって、被保険者がその身体に被った傷害(ケガ)をいいます。

入院

医師(注)による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院、診療所に入り、常に医師等の管理下において治療に専念することをいいます。

(注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。

通院

医師による治療が必要な場合において、病院、診療所、または接骨院・整骨院に通い、医師もしくは柔道整復師(注)の治療を受けることをいいます。治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領そのための通院、整体・針灸は含まれません。

(注)被保険者が医師もしくは柔道整復師である場合は、被保険者以外の医師もしくは柔道整復師をいいます。

盗難

対象施設内(WELBOXに加入したスポーツクラブが保有、運営、または管理する駐車場・駐輪場以外の駐車場・駐輪場は含まず)において発生した対象物に対する強盗・窃盗等のうち、盗難届を提出して警察に受理されたものをいいます。

■保険金をお支払いする場合

- 保険期間中に発生した外因性のある急激かつ偶然な事故の直接の結果として、被保険者がその身体に傷害を被った結果、入院または通院した場合に、入院見舞保険金または通院見舞保険金をお支払いします。なお、入院見舞保険金が支払われる期間中は、通院日数に含めません。
- ※入院・通院ともに治療の実態が発生している日を指します。
- 対象施設において盗難が発生した場合に、被保険者に盗難見舞保険金をお支払いします(対象物の個数・本数によらず、一つの盗難あたりにて、保険金をお支払いします)。

■保険金をお支払いしない主な場合

- 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失による身体障害
- 被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置による身体障害
- 盗難の対象物が対象施設の外部にある間に生じた盗難
- 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による身体障害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

ご加入内容、見舞金の請求について

WELBOX見舞金デスク

ナビダイヤル 0570-057-101 平日9:30~17:00(土曜・日曜・祝日・年末年始は休み)

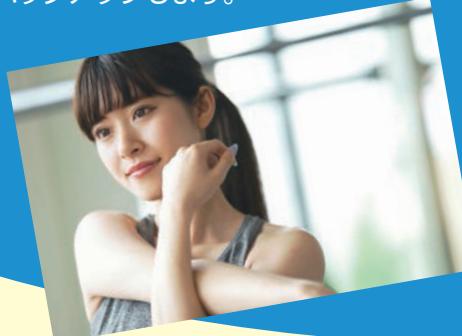
お問い合わせ

引受保険会社 レスキュー損害保険株式会社

ナビダイヤル 0570-027-028 平日9:30~17:00(土曜・日曜・祝日・年末年始は休み)

見舞金制度のご案内〈施設内〉

スポーツクラブ・スクール施設内でのケガや盗難といった万が一の事態に備えるサポートプログラムです。
思いっきり体を動かしたい!というアクティブな皆さんを、確かな安心でバッカアップします。



3つの安心ポイント

- 施設内でのケガ・盗難が適用対象
- 補償金額は最大10万円/回
- 通院7日以内なら領収書の提出でOK

こんなときに見舞金をお支払いします

※受傷時の状況、診断内容によってはお支払いできない場合がございます。

ケガ

廊下で転倒



打撲
通院1日
支払金額 1万円

階段を踏外し転倒



不全骨折
通院15日
支払金額 3万円

施設内浴室で転倒



捻挫
通院3日
支払金額 1万円

レッスン中に転倒



アキレス腱断裂
入院2日・
通院20日
支払金額 5万円

ロッカーに指を挟んだ



挫創・挫傷
通院1日
支払金額 1万円

ランニングマシンから落下



骨折・打撲
通院10日
支払金額 2万円

盗難

腕時計が盗まれた!



支払金額 5千円

水着が盗まれた!



支払金額 2千円

見舞金をお支払いできない事例

●受傷内容が対象外

(炎症・腰痛・疲労性障害・腱鞘炎など)



●医師・柔道整復師以外の施術

(整体・鍼灸は対象外)



●会員資格なし

WELBOXを退会していた。もしくは入会前だった
※事故発生時、WELBOX会員
であれば見舞金審査の対象
となります。



●急激性なし

受傷から初診まで期間があいている



●施設外での事故

(帰宅途中など、施設の外での事故は対象外)



※WELBOX見舞金制度は、株式会社イーウェルを保険契約者とし、会員の皆様を被保険者(保険の補償を受けられる方)としてレスキュー損害保険株式会社と保険契約を締結しております。
※上記の補償内容は概要を説明したものであり、実際の見舞金お支払いの可否などの詳細につきましては、レスキュー損害保険株式会社と締結した保険契約の普通保険約款・各特約にもとづきます。
保険適用可否などについてはレスキュー損害保険株式会社が定める所定の手続きによって行われますのであらかじめご了承ください。